

【寝屋川市】

1 重点制限区域（第一種・第二種中高層住居専用地域 ※禁止地域を除く）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
壁面広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
	表示面積の合計	壁面の面積の1/5以内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1m以内	
	道路への突出し	不可	
	掲出個数	原則、1壁面につき1個	
独立広告物	上端の高さ	地上から10m以内	地上から5m以内
	表示面積の合計	20㎡以内	10㎡以内
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの1/2以内	同左
	表示面積の合計	見附面積の1/10以内	

2 制限緩和区域（近隣商業地域、商業地域 ※禁止地域及び指定区域を除く）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの2/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの範囲内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1.5m以内	
	道路への突出し	1m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から15m以内	同左
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの範囲内	同左

3 一般制限区域（禁止地域、指定区域、重点制限区域、制限緩和区域を除く区域）

広告物の形式・大きさ等		自家用広告物	自家用以外の広告物
屋上広告物	縦	建物の高さの1/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
壁面広告物	縦	建物の高さの2/3以内	同左
	横	建物の幅の範囲内	
突出広告物	上端の高さ	取付壁面の高さ以下	同左
	突出幅	取付壁面から1m以内	
	道路への突出し	1m以内	
独立広告物	上端の高さ	地上から15m以内	地上から5m以内
	表示面積の合計	40㎡以内	20㎡以内
工作物等（塀及び柵） に設置するもの	縦	高さの1/2以内	同左

○ その他の共通基準等

- ✓ 蛍光、発光、反射を伴う塗料又は材料を用いていないこと
- 壁面広告物については、開口部を塞ぐ形態のもの又は開口部の前面に設けられるものでないこと
- 重点制限区域にあっては、光源が露出し、もしくは点滅するもの又は映像装置もしくはこれに類するものを使用しないこと。